

小渋ダム土砂バイパストンネルモニタリング委員会規約（改正案）

（名 称）

第一条 本会は、「小渋ダム土砂バイパストンネルモニタリング委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的及び設置）

第二条 委員会は、小渋ダム土砂バイパストンネル（以下、「BPトンネル」という。）の運用方法等について、専門家からの意見・助言を聴くことを目的に、天竜川ダム統合管理事務所長（以下、「事務所長」という。）が設置する。

（組織等）

- 第三条 委員会には、環境、土砂収支、構造の3つの部会を設け、委員は別紙－1の通りとする。
2. 委員の任期は、第二条の目的が達成されるまでの間とし、BPトンネル完成後、試験運用期間終了までとする。
 3. 委員以外の専門家を招聘する必要がある場合は、第五条で規定する委員長の確認を得て招聘する。

（情報公開）

- 第四条 委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨を天竜川ダム統合管理事務所（以下、「事務所」という。）のホームページで公表する。
2. 特定の野生動植物の情報など公表が不適切な事項は、第五条で規定する委員長の確認を得て、公表する委員会資料から削除する。
 3. 議事要旨は、委員長の確認を得て公表する。

（会 議）

- 第五条 委員会には委員長を置き、委員長は別紙－1の通りとする。
2. 委員長は、委員会及び部会を総括し議事を進行する。
 3. 部会は、委員長と各部会の委員で開催する。
 4. 委員が、所属する部会以外の部会に参加することは妨げない。
 5. 部会で決定した事項は、委員会で報告する。
 6. 委員会及び部会で議論する主な事項は、別紙－2の通りとする。

(事務局)

第六条 委員会の事務局は、事務所が行う。

(規約の改正)

第七条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意をもって行う。

(雑 則)

第八条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて定める。

附則

(施行期日)

1. この規約は、平成26年7月25日から施行する。
2. この規約は、平成27年7月30日から施行する。(別紙-1一部改正)
3. この規約は、平成29年4月1日から施行する。(別紙-1一部改正)
4. この規約は、平成30年3月23日から施行する。(別紙-1一部改正)
5. この規約は、平成31年3月14日から施行する。(別紙-1一部改正)
6. この規約は、令和2年6月11日から施行する。(別紙-1一部改正)
7. この規約は、令和3年10月11日から施行する。(別紙-1一部改正)
8. この規約は、令和4年4月28日から施行する。(別紙-1一部改正)

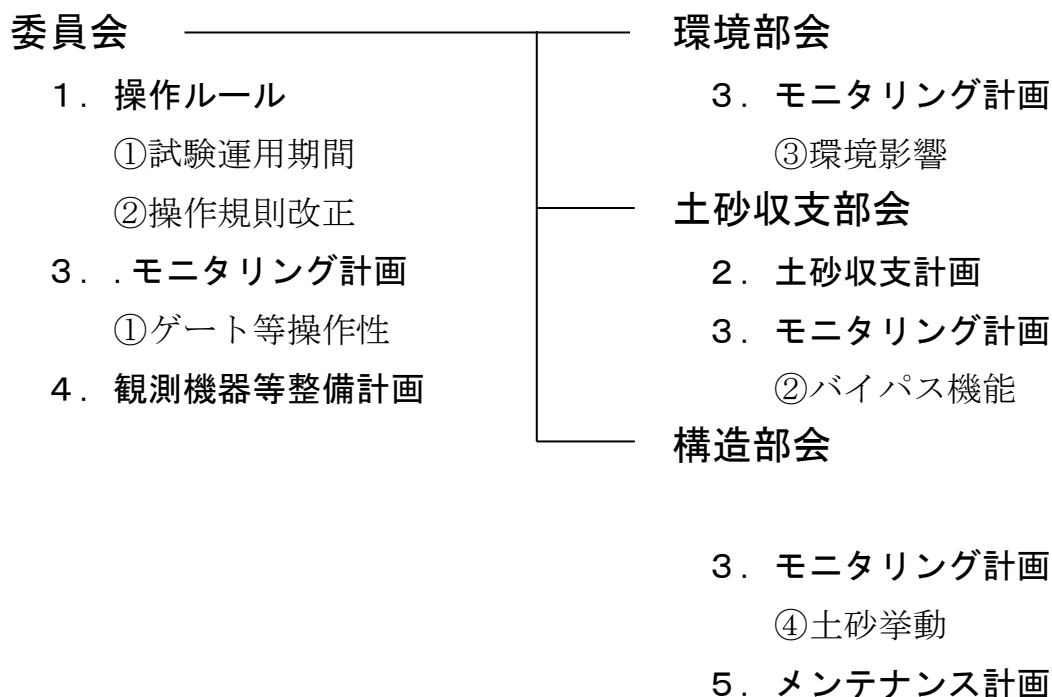
委 員 会 委 員 名 簿

役 職	氏 名	所 属 等	所属部会
委員長	辻本 哲郎	名古屋大学名誉教授	
	石神 孝之	土木研究所河道保全研究グループ上席研究員	構 造
	沖野外輝夫	信州大学名誉教授	環 境
	萱場 祐一	名古屋工業大学大学院工学研究科教授	環 境
	川崎 将生	国土技術政策総合研究所河川研究部水環境研究官	
	鈴木 徳行	名城大学名誉教授	構 造
	角 哲也	京都大学防災研究所水資源環境研究センター教授	
	戸田 祐嗣	名古屋大学大学院工学研究科教授	構 造
	福島 雅紀	国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室長	土砂収支
	藤田裕一郎	岐阜大学名誉教授	土砂収支
	溝口 敦子	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授	土砂収支

※敬称略，五十音順

役 職	氏 名	所 属 等	所属部会
オブザーバ	松原 充幸	中部地方整備局 河川部 河川保全管理官	
オブザーバ	佐藤 保之	中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長	

委員会と各部会で議論する主な事項



..... 議論する主な事項(全体)

1. 操作ルール
 - ①試験運用期間
 - ②操作規則改正
2. 土砂収支計画
 - ①バイパス量
 - ②貯水池内掘削量(試験運用開始前後)
 - ③分派堰内掘削量(同)
 - ④第3貯砂堰内砂利採取量・掘削量(同)
3. モニタリング計画
 - ①ゲート等操作性
 - ②バイパス機能<流量, 土砂>
 - ③環境影響<猛禽類, 下流河道生態系, 貯水池内水質>
 - ④土砂挙動<構造物損傷・摩耗状況, 土砂堆積状況>
4. 観測機器等整備計画
5. メンテナンス計画